

法定福利費を明示した請負代金内訳書の取扱いについて

1 対象工事

契約書を作成する全ての建設工事

2 内容及び書式

(1) 内容

- ・請負代金の内訳を表示したもの

建設工事に従事する労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（社会保険等）の事業主（会社）が負担する費用（法定福利費、その額）を明示するものとする。

なお、明示にあたっては、工事価格に対して内訳明示することによりよいものとする。

(2) 法定福利費の基本的な算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{労務費総額} \times \text{法定保険料率}$$

法定福利費は、通常、年間の賃金総額に各保険の保険料率を乗じて計算する。しかし、各工事の見積りでは、労働者の年間賃金を把握することは困難なため、見積額に計上した『労務費』を賃金とみなし、それに各保険の保険料率を乗じて算出する方法が一般的です。

(3) その他の算出方法

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{工事費当たりの平均的な法定福利費の割合}$$

$$\text{法定福利費} = \text{工事数量} \times \text{数量当たりの平均的な法定福利費}$$

法定福利費の算出方法としては、自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合や工事の数量当たりの平均的な法定福利費をあらかじめ算出した上で、個別工事ごとの法定福利費を簡便に算出することも考えられます。この方法は、その性質上、ある程度定型化した、工事費の増減又は数量の増減が労務費と比例している工事について使用することが適当です。

(4) 書式（以下のいずれかとする。）

- ・静岡市建設工事共通仕様書に掲載する参考様式
- ・受注者の独自様式（ただし、静岡市共通仕様書掲載の様式と同一の内容を記載したもの）

3 提出

発注者（監督員）は、受注者に法定福利費を明示した請負代金内訳書の作成と提出を請求（請求日は、請負契約締結の日）する。

受注者は、静岡市建設工事請負契約約款第3条第4項により、発注者より請求があった後、請負契約締結の日から14日以内に提出する。

4 適用

この取扱いは、令和6年4月1日以降に契約締結する案件から適用を開始する。